

20250213 目黒労協委員会＋労働講座

開会あいさつ 井上議長より

25 春闘 全ての働く者の賃上げを。最低賃金大幅引上げにとりくもう！
東京都労働情報センターからも傍聴参加いただいている。紹介。

春闘方針提案 石山事務局長より

- ・日本の経済 内需が基本 内需をどう高めるか 減税＝時間もかかる 経済再生には賃金アップが必要。
- ・東京 家賃上がっている 可処分所得上がらない→消費を抑えることになる。
- ・最低賃金大幅引上げが必要。同時に最低賃金適応除外、例えば障がい者就労などの見直しも必要。
- ・労働時間規制適応除外で副業推奨など 労働時間規制の範囲外になっている問題あり。
- ・国は「下請け」という言葉を「中小委託業者」という言葉に変えようとしているが、イメージのみで「多重下請け」構造は変わっていない。
- ・「年俸制にして交通費含む」、また通勤手当に課税などの動きも。消費税はとられているので二重課税。
- ・今年は選挙の年 目黒労協は国民救援会とともに、選挙の民間パトロールに取り組む
- ・目黒労協春闘カンパ 例年通りすでにほぼいただいでいて、ありがとうございます。

労働講座: 渋谷法律事務所米倉弁護士から 人事制度・企業移転の 2 つのテーマで講演

- ① 人事制度 制度そのものの問題と、実際に適用され運用される際の問題の二つの側面があるが、後者のための指針としても制度検討が重要である。
 - ・信賞必罰として、賞与のプラスマイナス割合拡大、「頑張ってもらいたい」いわば「飴と鞭」だが 賞与＝そもそも賃金の後払いで、賃金額＝労働契約の最も重要なもの。増額ならともかく減額するのは？
 - ・労働条件 労働契約法に明記されている。労働契約法 3 条 対等の立場に立ち、合意による取り決め 合意がなされた場合のみ変更できる。
 - ・降格制度 役職者のみならず一般労働者にも適応させるか。終身雇用のもとに円滑な運用→昇格はあっても降格は想定されていない。心身の故障により正常な勤務ができないという場案、降格より休養では。
- ② 移転問題
 - ・大きな計画 本社移転などの場合 配置転換といっても一般的な配転とはちがう。一般的な配転とちがいの業務内容は変わらないかもしれない。
 - ・労働者が受ける不利益は、労働条件不利益変更にあたり、何らかの是正措置(金銭ほか)が求められる。
 - ・引っ越し・単身赴任、最悪なら退職 退職強要＝解雇につながる 労働契約法 4 条件をみたすか？
 - ・家族の就労・介護・通学等の条件も検討必要。「仕事と生活の調和」の観点が必要である。その後質疑。8 つほどの質問をいただき、会場含め議論しました。

採決 19:30 時点で 委員定数総数 23 人 12 人が定足数。現在 11 人出席。

委任状 目黒学院・区職労・土建から。委任状を含めて、定足数 満たしていると報告。
目黒労協 25 春闘方針 拍手で採択されました。

閉会あいさつ 土方副議長から。団結！ 散会しました。

(目黒労協事務局:記録)